

令和7年1月10日 美郷町農業委員会会議録

令和7年1月10日午後2時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木	定	廣	10番	深	沢	靖
2番	継	田	竜也	11番	齋	藤	美由木
3番	高	橋	広樹	12番	高	橋	国広
4番	奥	山	秀治	13番	佐々木	竜	孝
5番	小	西	嘉之	14番	加	藤	堅之助
6番	深	田	秋彦	15番	高	橋	秀行
7番	山	田	貞子	16番	細	井	千代文
8番	高	橋	孝人	17番	高	橋	正尚

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は、次のとおり

9番 高橋 一平

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	高 橋 絹 子
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）
- 第 5 報告第 1 号 農地法第 4 3 条第 1 項の規定による届出書について

会長 高橋 正尚 午後 2 時 4 8 分本委員会の閉会を告げた。

令和7年1月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和7年1月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後2時00分
4. 閉 会 午後2時48分
5. 議事録署名委員 3番 高 橋 広 樹
4番 奥 山 秀 治

●議 長 それでは、ただ今から令和7年第1回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。

お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。

●議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、3番、高橋委員、4番、奥山委員を指名します。

●議 長 次に、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第1号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第1号、申請番号1番から申請番号6番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号1番、千畑地区の田1筆、975㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は規模を拡大したく、当該地は受人の自宅からも近いいため売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号2番、千畑地区の田3筆、4,578㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが手放したく、現在耕作している受入へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号3番、千畑地区の畑5筆、431㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、町外に居住しているため手放したく、受入は水のきれいなところで藍を栽培したいため、農地と住宅を探していました。条件の合う当該地を宅地、家屋とともに取得し、準備が整い次第転入する予定です。売買価格は総額〇〇〇円です。

続きまして、使用貸借権です。

申請番号4番、仙南地区の田8筆、畑2筆、計27,921㎡、渡人は〇〇〇

○さん、受人は○○○さんです。両者は親子で、後継者へ経営移譲します。続きまして、賃貸借権です。

申請番号5番、千畑地区の田4筆、13,766㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。渡人は高齢となり耕作できなくなってきたため、受人へ耕作をお願いするものです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号6番、仙南地区の田1筆、152㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。農地の集積のためです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は5年間です。

申請番号1番から6番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第1号について事務局より説明が終わりました。

●議 長 それではこれより審議を行います。

申請番号1番から申請番号6番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番から申請番号6番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番から申請番号6番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第2、議案第1号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第2号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第2号、申請番号1番から申請番号8番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号1番、六郷地区の田1筆、2,142㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。渡人は農地を手放したく、現在耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額○○○円で、引渡し時期は1月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号2番、千畑地区の田9筆、15,758㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。渡人は高齢となり農地を手放したく、身内である受人へ売買するものです。売買価格は総額○○○円で、引渡し時期は1月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人が所有している農機具は、枝豆栽培のため、トラクターのほか乗用管理機を所有しております。

申請番号3番、千畑地区の田4筆、3,782㎡、渡人は○○○さん、受人

は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり農地を手放したく、近隣を耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は1月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりで。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号4番、千畑地区の田1筆、234㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地解消のため、隣地の所有者である受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は1月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりで。受人は農機具一式を所有しております。

続きまして、貸借権の設定です。

申請番号5番、千畑地区の田11筆、22,695㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで〇〇〇さんが耕作しておりましたが、今回、隣地を耕作している受人が耕作することになりました。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は7年間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりで。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号6番、千畑地区の田15筆、20,102㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。これまでは受人の父が契約しておりましたが、期間満了に伴い、息子さんと契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりで。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号7番、仙南地区の田1筆、4,069㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、耕作が難しいため、隣家の受人へ耕作をお願いするものです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料7ページのとおりで。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号8番、仙南地区の田1筆、419㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料8ページのとおりで。受人はトラクター、コンバインは所有、田植機は委託しております。

申請番号1番から8番までの案件につきましては、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第2号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号1番から申請番号8番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番から申請番号8番までについては原案のとおりで決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番から申請番号8番までについ

ては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第3、議案第2号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第4、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）についてを上程し議題とします。議案第3号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第3号、申請番号1番から申請番号84番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号1番、千畑地区の田1筆、六郷地区の田3筆、計6, 450㎡、渡人は○○○さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。渡人は高齢により耕作が難しくなったことから、経営規模を縮小したく、公社特例事業を使って売買をするものです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、○○○さんです。売買価格は総額○○○円で、公告予定日は2月26日です。

続きまして貸借権の設定です。

申請番号2番、千畑地区の田1筆、3, 933㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は8年10か月間です。

申請番号3番、千畑地区の田2筆、6, 001㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は8年10か月間です。

申請番号4番、千畑地区の田2筆、2, 363㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は5年間です。

申請番号5番、千畑地区の田5筆、4, 450㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は5年間です。

申請番号6番、仙南地区の田10筆、19, 788㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号7番、仙南地区の田15筆、14, 433㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は総額○○○円で、期間は10年間です。

申請番号8番、仙南地区の田2筆、1, 806㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号9番、仙南地区の田1筆、2, 073㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号10番、六郷地区の田6筆、5, 147㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は20年間です。

申請番号11番、仙南地区の田4筆、23, 169㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号12番、仙南地区の田2筆、5, 691㎡、渡人は○○○さん、受

人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号13番、仙南地区の田6筆、6, 283㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号14番、仙南地区の田1筆、704㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号15番、仙南地区の田1筆、1, 424㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号16番、仙南地区の田4筆、23, 415㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号17番、千畑地区の田2筆、1, 780㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号18番、千畑地区の田2筆、995㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号19番、千畑地区の田1筆、5, 007㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号20番、千畑地区の田4筆、12, 011㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号21番、千畑地区の田3筆、10, 919㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号22番、千畑地区の田2筆、19, 801㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号23番、千畑地区の田7筆、6, 296㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号24番、六郷地区の田3筆、2, 745㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号25番、六郷地区の田8筆、8, 877㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号26番、六郷地区の田6筆、10, 747㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号27番、六郷地区の田1筆、5, 381㎡、渡人は〇〇〇さん、受

人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号28番、六郷地区の田8筆、8,923㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は20年間です。

申請番号29番、六郷地区の田4筆、6,824㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号30番、仙南地区の田11筆、15,097㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号31番、六郷地区の田7筆、17,984㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号32番、六郷地区の田1筆、2,461㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号33番、六郷地区の田1筆、152㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年1か月間です。

申請番号34番、六郷地区の田1筆、3,597㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年10か月間です。

申請番号35番、六郷地区の田1筆、2,060㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年10か月間です。

申請番号36番、六郷地区の田1筆、2,013㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年10か月間です。

申請番号37番、六郷地区の田2筆、3,121㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年10か月間です。

申請番号38番、六郷地区の田5筆、11,489㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年10か月間です。

申請番号39番、六郷地区の田2筆、896㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年10か月間です。

申請番号40番、六郷地区の田1筆、3,037㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年10か月間です。

申請番号41番、千畑地区の田1筆、3,057㎡、渡人は〇〇〇さん、受

人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号42番、六郷地区の田5筆、9,693㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号43番、千畑地区の田1筆、六郷地区の田56筆、畑2筆、計51,643㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号44番、仙南地区の田5筆、20,168㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号45番、仙南地区の田13筆、31,384㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号46番、仙南地区の田4筆、17,233㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号47番、仙南地区の田6筆、26,667㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号48番、仙南地区の田1筆、2,055㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号49番、仙南地区の田3筆、9,742㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号50番、仙南地区の田10筆、21,060㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号51番、仙南地区の田11筆、24,319㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号52番、仙南地区の田8筆、12,702㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号53番、仙南地区の田8筆、15,199㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号54番、仙南地区の田3筆、4,309㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号55番、仙南地区の田8筆、畑1筆、23,675㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号56番、千畑地区の田13筆、9,706㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号57番、千畑地区の田8筆、8,581㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号58番、六郷地区の田19筆、10,964.05㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は20年間です。

申請番号59番、仙南地区の田3筆、13,020㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号60番、六郷地区の田2筆、仙南地区の田2筆、4,919㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号61番、仙南地区の田3筆、6,053㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号62番、仙南地区の田7筆、6,710㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号63番、仙南地区の田5筆、11,813㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号64番、仙南地区の田6筆、13,408㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号65番、六郷地区の田3筆、1,016㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号66番、六郷地区の田3筆、6,069㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号67番、六郷地区の田12筆、17,667㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号68番、仙南地区の田8筆、13,432㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は総額○○○円で、期間は10年間です。

申請番号69番、仙南地区の田5筆、13,715㎡、渡人は○○○さん、

受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号70番、仙南地区の田7筆、13,939㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号71番、仙南地区の田5筆、13,015㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号72番、仙南地区の田15筆、27,551㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号73番、仙南地区の田11筆、20,476㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号74番、仙南地区の田3筆、5,813㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号75番、仙南地区の田1筆、3,664㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号76番、仙南地区の田4筆、14,706㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号77番、仙南地区の田1筆、1,039㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号78番、千畑地区の田3筆、9,660㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号79番、仙南地区の田5筆、27,630㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

続きまして、貸借権移転です。

契約期間は現在の契約の残存期間となります。

申請番号80番、六郷地区の田9筆、13,781.59㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

渡人は申請番号1番で、新たに農地を取得する予定のため、耕作の効率面から受入へ権利移転するものです。

申請番号81番、六郷地区の田1筆、211㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請理由は申請番号80番と同じです。

申請番号82番、仙南地区の田1筆、2,400㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

渡人は高齢化による規模縮小のため権利移転するものです。

申請番号 8 3 番、仙南地区の田 5 筆、6, 7 5 0 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さんです。賃借料は 1 0 a あたり 〇〇〇円です。

申請理由は申請番号 8 2 番と同じです。

申請番号 8 4 番、仙南地区の田 7 筆、1 2, 2 4 0 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は 1 0 a あたり 〇〇〇円です。

受人はこれまでも渡人と一緒に耕作しておりましたが、受人的の方が申請地に近いことから権利移転するものです。

申請番号 1 番から申請番号 8 4 番までの 8 4 件は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第 3 号について事務局より説明が終わりました。

●議 長 これより審議を行います。

申請番号 1 番から申請番号 8 4 番までについてですが、本人案件、家族案件がありますので、まずは、申請番号 1 番から申請番号 5 番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号 1 番から申請番号 5 番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号 1 番から申請番号 5 番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号 6 番から申請番号 8 番までについてですが、本人案件、家族案件ですので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、〇番委員の退席を求めます。

〇番委員 退席 午後 2 時 3 5 分

●議 長 それでは、申請番号 6 番から申請番号 8 番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号 6 番から申請番号 8 番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号 6 番から申請番号 8 番までについては原案のとおり決しました。〇番委員の着席を求めます。

〇番委員 着席 午後 2 時 3 6 分

●議 長 次に、申請番号 9 番から申請番号 4 6 番までについて質疑を行います。質疑

ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号9番から申請番号46番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号9番から申請番号46番までについては原案のとおり決しました。

- 議 長 次に、申請番号47番についてですが、家族案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後2時37分

- 議 長 それでは、申請番号47番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号47番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号47番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後2時38分

- 議 長 次に、申請番号48番から申請番号58番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号48番から申請番号58番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号48番から申請番号58番までについては原案のとおり決しました。

- 議 長 次に、申請番号59番についてですが、家族案件ですので、○○○の退席を求めます。

○○○ 退席 午後2時38分

- 議 長 それでは、申請番号59番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号59番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号59番については原案のとおり決

しました。〇〇〇の着席を求めます。

〇〇〇 着席 午後2時39分

- 議 長 次に、申請番号60番から申請番号66番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号60番から申請番号66番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号60番から申請番号66番までについては原案のとおり決しました
- 議 長 次に、申請番号67番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後2時40分

- 議 長 それでは、申請番号67番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号67番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号67番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後2時41分

- 議 長 次に、申請番号68番から申請番号81番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号68番から申請番号81番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号68番から申請番号81番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号82番から申請番号83番までについてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後2時41分

●議 長 それでは、申請番号８２番から申請番号８３番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号８２番から申請番号８３番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号８２番から申請番号８３番までについては原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後２時４２分

●議 長 次に、申請番号８４番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後２時４２分

●議 長 それでは、申請番号８４番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号８４番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号８４番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後２時４３分

●議 長 よって日程第４、議案第３号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第５、報告第１号農地法第４３条第１項の規定による届出書についてを事務局より報告願います。

●庶務班長 【 報告第１号について報告書をもとに朗読、説明 】

この案件につきましては、農作物栽培高度化施設に関する届出となります。農作物栽培高度化施設についてですが、平成３０年１１月１６日の基盤強化法の一部改正により、農地をコンクリートで覆って、上に農作物栽培高度化施設（農業用ハウス等）を設置する場合は、農地とみなされることとなりました。

この施設は、専ら農作物の栽培に使うこと、周辺の農地に支障を生じないこととして、ハウスの棟の高さが８ｍ以内、軒の高さが６ｍ以内、施設は透過性のないもの、春分の日、秋分の日の午前８時から午後４時までに、２時間以上周辺の農地が日陰にならないこと、農作物栽培高度化施設であることの標識を設置すること、施設設置に行政庁の許認可を受けていることが要件となります。

今回の届出は、令和6年1月総会で報告しました案件の追加分となります。当初、高度化施設194.4㎡の届出となっており、それ以外の部分は、普通の農地として管理しておりましたが、事業拡大により、340.2㎡の高度化施設を追加するものです。

今回の案件につきましては、地区担当委員から現場を調査していただき、これらの要件を満たしていると判断しております。以上報告します。

●議 長 報告第1号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、調査の報告をお願いします。

10番委員 報告第1号について調査のご報告をいたします。

12月23日、事務局職員とともに現地を確認し調査いたしました。届出等の内容は、何ら問題がなかったことをご報告いたします。

●議 長 報告第1号の調査の報告が終わりました。

●議 長 それでは、報告第1号について質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。よって報告第1号については、原案のとおり承認いたします。

●議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。

●議 長 これをもちまして、令和7年第1回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後2時48分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和7年1月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議 事 録 署 名 委 員 高 橋 広 樹

議 事 録 署 名 委 員 奥 山 秀 治